平成２３年（フ）第４９１号
相模原市中央区上溝5432番地５　603
債務者　岸田　哲也
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５０９号
相模原市中央区すすきの町16番20号　メゾン幸すすき野103
債務者　柳沢　基晴
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５１０号
相模原市中央区すすきの町16番20号　メゾン幸すすき野103
債務者　柳沢　宏実
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５１１号
神奈川県座間市緑ケ丘２丁目１番36―３号
債務者　ハサンゆみ子
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３９８号
愛知県稲沢市中之庄町辻畑13番地１
債務者　星野　幹夫
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第９０号
三重県松阪市五月町1398―１シャトーエレガンスＡ―201、前住所三重県松阪市久保町100番地20
債務者　田端寿美子
1　決定年月日時　平成23年11月11日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第２８号
和歌山県日高郡美浜町大字田井561番地
債務者　今西　政子
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２３年（フ）第１０８号
北海道岩見沢市かえで町３丁目１番５―302号　道営住宅５号棟
債務者　根本　峰澄
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第１８８６号
埼玉県川口市並木１丁目18番33号
債務者　白川　孝治
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８８７号
埼玉県川口市並木１丁目18番33号
債務者　白川　信子
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６９３号
神奈川県南足柄市塚原1219番地　コンフォール塚原202
債務者　高橋　美子
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５４８号
新潟市西蒲区曽根514番地
債務者　佐藤　俊朗
1　決定年月日時　平成23年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５６３号
新潟市中央区信濃町７番21号　ベルコート信濃町403号、前住所愛知県知立市宝町塩掻98番地５　弘園壮８号
債務者　神原　幸男
1　決定年月日時　平成23年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５６４号
新潟県五泉市船越1171番地４
債務者　羽下　亜貴
1　決定年月日時　平成23年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３６９号
愛知県岩倉市本町門前13番地
債務者　福永　善惠
1　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４１５号
愛知県一宮市開明字小原道東21番地４
債務者　大竹　裕美
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４２１号
愛知県一宮市高畑町１丁目26番地２　フィオーレ高畑205号室、住民票上の住所横浜市栄区上郷町460番地23　３棟101号
債務者　川浪　利香
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部